

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年8月18日(木)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後2時
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委 員 福田 淑子 委 員 櫻井 功紀 委 員 我妻 薫 委 員 橋本 四郎 委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
協 議 事 項	美里町議会8月会議について 1) 議事について 請願1件 2) 会議の期間及び議事日程について 期間 8月23日(火)1日間
そ の 他	
閉 会	午後2時39分

2号様式 協議の経過

吉田事務局長	<p>ただいまより議会運営委員会を開会します。 委員長お願いします。</p>
大橋委員長	<p>どうもご苦労さまでございます。心配された台風の被害もほとんどないようでございます。台風一過、すっきりした青空を望んだところですが、何か天気もしばらくぐずつくようございます。</p> <p>今日は8月会議に向けての議運ということでございますが、ま、かつての臨時会に当たるわけでございますが、今までにない形での進め方になるかと思えます。どうぞ協議いただけますようお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員、全員でございますので委員会は成立いたしております。副議長には委員外議員として出席をしていただいております。</p> <p>それでは、早速始めさせていただきます。</p>
吉田議長	<p>委員長。</p>
大橋委員長	<p>はい。</p>
吉田議長	<p>委員長、ちょっとその前に、私からちょっとお許しをいただきたいと思えます。</p> <p>実はこの請願につきまして、ま、今皆さん初めてお渡しするというような格好になっていますけれども、受理した月日を見ていただければわかるんですけれども、7月22日ということで、約1カ月近くたっているということでもあります。</p> <p>それでここに紹介議員さんもいらっしゃるわけでありまして、ちょっと、ちょうどこのとき、それぞれの委員会の所管事務調査、あと22日後に総務産建、議員講座が連日あったり、あと8月なっても会議等々ありまして、議運の皆さんに相談する日にちが今日になってしまったということで大変、申し訳なく思っているところであります。</p> <p>この公共下水道事業の変更を求める請願ということで、橋本議員が紹介議員になられて、お出しいただいたということでございますので、手順として、当然、議運の皆さんで相談して本会議というふうになると思えますけれども、ただ、今、通年議会で、通常今までですと、9月定例議会の中で付託するというような格好なんですけれども、通年議会ということで、通年の会期制を取り入れている関係上も、やはり9月会議を待たずに、ということでのその思いもありましたので、その前にあくまでも条例上からすれば議長が付託するという行為で終わりなんですけれども、今までの流れを汲みながら、皆さんにご相談を申し上げて進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
大橋委員長	<p>議長から説明あったとおりでございますので。議長の思いとしては通年議会であるがために、この請願、陳情等について速やかな対応をしなければならぬということかと思えます。</p> <p>それでお手元に、請願内容が配られておるところでございます。</p> <p>内容につきましては、公共下水道事業の変更を求める請願ということで、</p>

	<p>請願者が北浦字浅野栄治前の方々が主でございますが、内藤英男さんが請願の代表者ということでございますし、橋本委員が紹介議員ということになっております。</p> <p>内容につきましてはお目通しいただきましたでしょうか。</p> <p>それでこの請願につきましての取り扱いについて、いかがにしたらいいかということの議運ということになるかと思っております。</p> <p>我妻委員。</p>
我妻委員	<p>ここでこの内容について審査するというではないいんでしょうから、確認だけさせていただきたいんですけど、請願というのはこの渡されたもの、これだけということよろしいですか。</p>
大橋委員長	<p>というふうに考えますが、内容について説明を求めますか、紹介議員に。</p>
吉田議長	<p>議長にあがってきたのはこれ1枚ということで。</p>
我妻委員	<p>審査に入ってしまうのかなと思ひまして。</p>
大橋委員長	<p>取り扱いとして、いかがにしたらいいか。</p>
我妻委員	<p>いや、確認だけです。これだけなのかどうか。</p>
大橋委員長	<p>ええ、これだけだそうです。</p> <p>審査という形じゃなく、疑問な点について紹介議員もおられますから、説明を求める部分がございますら出していただいても結構かと思ひますので。</p> <p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>この文章の1段目、2行目です、「公共下水道を実施することに賛成できないことと、浄化方式の変更の請願を美里町町長に提出しました」とありますが、紹介議員の方、いつこれ町長さんに出したんですか。お伺いしたいと思ひます。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>はい、いいですか。</p>
大橋委員長	<p>はい、お願いします。</p>
橋本委員	<p>同日、町長がいなかったので下水道課長に提出をいたしました。</p>
大橋委員長	<p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>議会としては7月22日に受理していますが、下水道課のほうでは正式に受理したんですか。お伺いします。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>受理できない理由が何かあるんですか、請願を。</p>
櫻井委員	<p>受理できない理由を聞いているんじゃないの。正式に受理しているんですかと聞いたの。</p>
橋本委員	<p>受理するのは当たり前でしょう、請願というのは。その請願を受理するかしないかということないですよ。請願を受けなさいという法律あるでしょう。</p>

櫻井委員	だから、正式に受理したんですか、どうなんですか、ということを紹介議員に聞いているんですが。受理されましたとか、されないという答弁になる。請願が受理されるのは当たり前でしょうと。そんなこと聞いてないんです。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	請願というのは拒否できなくなっているんです。請願法を読んでもくださいよ。
櫻井委員長	同日ということは委員長、7月22日に正式に受理したということで理解していいですか。
大橋委員長	橋本委員、それでよろしいですか。
橋本委員	そうです、22日。
大橋委員長	よろしいですか、内容的なことにつきましては。 櫻井委員。
櫻井委員	一番下から3行目、「尚、今年度の計画などを含め、今後の計画と議会の態度の説明会を開くことも要望いたします」と。どういうことですか、ちょっと、もう少し具体的にお話したいと思います。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	いずれにしても下水道事業というのは今、28年度の計画ができていますから、それに対する議会側はどういう扱い方をしたかということをごさうばん方に説明してほしい。議会側の説明を、どういう対応をしたか。行政側は行政側としてどういう対応を取ったかをそれぞれ聞きたい。
大橋委員長	櫻井委員。
櫻井委員	この下水道事業の計画を進めるのは議会ではないですよ。認可して、申請して、国から許可をもらうのは、あくまでも町、執行部でしょう。議会がこの計画をするわけではないでしょ。その辺をお願いしたいと思います。
大橋委員長	橋本委員。
橋本委員	議会が予算を承認しなきゃ実施できないでしょうと。そういうことわかりながら、当然、行政側が提案したものを承認する場合、承認したら承認した上の説明、承認しなかったら承認しなかった説明を欲しいと。
大橋委員長	櫻井委員。
櫻井委員	橋本委員が議場で、これについての計画について、あるいは承認とか、しているわけでしょう。
橋本委員	承認、何ですか、俺が。
櫻井委員	これ議会に、主管課の下水道課から実施計画とか出されているのは、あなたもわかっているでしょう。本議会で聞いているでしょう。
橋本委員	ちょっと何言いたいの。まるっきりわからない。 どういうことだか、こういうことなんだということ言ってくれ。
大橋委員長	櫻井委員。

櫻井委員	<p>いいです。内容はいいから。</p> <p>この件については、やはり議会で請願を出されてきたものですから、議会全体で対応して審議したほうがいいんじゃないでしょうか。</p> <p>私の考えは以上です。</p>
大橋委員長	<p>そうすると、櫻井委員が言うのは、議会の中でこの請願を審議するという考え方ですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>一般的には所管する委員会に付託するというのが、ま、一般的なことと考えてはおりますけれども。</p> <p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>一般的であっても、今、この会議を開いているのは、議運でどのようにさっきも委員長言ったように、どのような扱いをしたらいいですかと。だから私個人としては、それをやってくださいと。一般的とは関係ないと思いますよ。</p>
大橋委員長	<p>そういう方法もあるという意味合いですから。そういう方法が一般的だということです。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	<p>議員の申し合わせかどうかちょっと定かでないんですけども、委員会に付託するというのがあったと思うので、所管する委員会に付託したほうが私はいいと思います。</p>
大橋委員長	<p>はい、そういう項目もありますね。</p> <p>議長。</p>
吉田議長	<p>この件について、会議規則の70条に議長は請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するということなんです。まず、基本としては。</p> <p>そして、先ほど櫻井委員から出されたこともなんですけれども、議長は特に必要があると認めるときは、議会の議決で特別委員会に付託することができるよね。ま、順序として。</p> <p>それで、常任委員会で、所管のというと産業建設、今回の請願についてはですね。そのようになるのかなというような思いはありますけれども。</p> <p>あとは皆さんで、少しそこのところ議論していただきたい。</p>
大橋議員	<p>というようなことでございますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>ほかにご意見ございませんでしょうか。</p>
吉田議長	<p>規則上はこうなっていますよと、私が今言っていることだけですから。</p> <p>皆さんで、検討していただければ。</p>
大橋委員長	<p>副委員長、いかがしたらよろしいでしょうか。</p> <p>櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>何も難しくないから。</p> <p>今二通りの方法で出たんでしょう。私の方法と福田さんの方法、そのほかに別な方法あるかもしれないから、やっぱり、議運の委員の皆様の意見も聞いてみたらいいんじゃないですか。ほかの人、私たちはもう話したんだ</p>

	から。
大橋委員長	だから副委員長どうですかと聞いている。あとは所管の委員長だし、副議長なわけさ。 （「橋本さんもいたよ」の声あり） 橋本委員は紹介議員なんだからさ。 （「ちょっと休憩して」の声あり） 暫時休憩します。
	休憩 14：13 再開 14：14
大橋委員長	再会いたします。 副委員長。
藤田副委員長	北浦地区の住民、最初の冒頭のこの「新田地区の住民は」となっていますが、代表者が内藤さん、浅野さん、伊藤さんですか。区長、行政区の中でこういうこと話出ているのか。そういうことであるならば、やはり全体でやるべきかなという考えもあるんですが、橋本さん、その辺はどうなんでしょう。
橋本委員	行政区長はどうなのかということだね。 （「区内でどうされているかと」の声あり） はっきり言ったら、こういうことわかりません。私がそう言ったと言っ ていいから。こういうことわかりません。
大橋委員長	取り扱い。
福田委員	取り扱いでいいの。
大橋委員長	副委員長が言っている部分については、審査の中で問いただしていただ きたいところだと思いますので。
藤田副委員長	取り扱いとしては、やっぱり担当常任委員会の70条ですか、これ。
大橋委員長	そうです。 所管の委員会に付託するというのが第一でありますし。（「休憩中」の声 あり）いや、開会しています。
橋本委員	もう一つ。
大橋委員長	橋本委員。 まだまだ、こっち。
藤田副委員長	所管の中で第一的な、70条に照らし合わせると、所管でやらざるを得な いというふうに感じますが。
大橋委員長	その方向だとは思んですが、よろしいですか。
藤田副委員長	でいいと思うんですね。
大橋委員長	橋本委員。

橋本委員	逆なんです。私は所管の委員会を開くというのはいろいろ委員会が輻輳していて、いろいろ用事があるなら別にして。今、特別な小委員会とか分科会を開く必要ないでしょ。それなら全体でやったほうが。分科会でやってからこの特別委員会で報告してまた審議するというならば、最初から全部でやったほうがいいでしょうと。そのほうが誤解も何にもないという感じが。
大橋委員長	誤解じゃないと思う。
橋本委員	全部でやるほうがいいと思います。
櫻井委員	そうだね、私もそう思う。 そうでしょう、賛成するでしょう。
大橋委員長	議長が先ほども言われているとおり、特別、議長が所管の委員会に付託するだけでも済むわけですけども、さっきも言われているとおり、取り扱いの部分について、所管の委員会に付託する形がまず最初だろうという見解なわけさ。 福田委員。
福田委員	議長は常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは議運に諮問して調整して、その所管を決定するというふうにあるので、今回の請願書については所管する委員会が明確になっているので、やっぱり、私は規則に則って進めるべきものだと思います。
大橋委員長	櫻井委員。
櫻井委員	福田委員が今、お話されましたけれども、別に反論するわけではないんだけどね。そうすると議運で何も協議することなく議長は、はい、これ産業建設常任委員会やってくださいと言えいいでしょう。今の福田さんの話だと。常任委員会でやってくださいと、委員長に言えばそれでいいんじゃない。それ議会運営委員会に聞いて、受けるか受けないかということでしょう。
大橋委員長	櫻井委員、議長の最初の話にあったように、今までの流れを踏襲した上で。
櫻井委員	私と福田さんと橋本さんが話をしたし、藤田さんも話をしたんだから、我妻委員にも聞いてください。一人だけ聞かないなんて。平等に聞きなさいよ、委員長。
大橋委員長	はい。 我妻委員、お願いします。
我妻委員	確かに会議規則どおりで言えば、付託するのが基本になっているので。全体でやるということは特別委員会を組織することになるんですね。それまでやるかどうかね。今、特別委員会、ほかのも特別委員会を作ってやっています。 ですから、あとは、さっき出たけれども、本当にこれだけなんですかと確認したの。住民が請願した内容を全然わからないんですよ。わからないんだけど触れられているんですよ。 そういうことも含めて、これだけ特別委員会でやるということ、果たし

	<p>てどうなのかなと、いろいろ悩みますが。会議規則どおりでやるとしたら、付託するしかないんだろうなと。ただ、議員全員でやるとしたならば、特別委員会でやると。新たに設置しなくちゃならない。</p> <p>特別委員会を設置するまで必要なのかなと、率直に思います。</p>
大橋委員長	<p>そうしますと、別に多数決を採るようなものではございませんので、まさに我妻委員の言われたことに尽きるんだろうと思いますので。</p> <p>その方向で、なおさら我妻委員、所管の委員長でもございますので、そういう意味で覚悟されたと思いますので。</p> <p>それでは、所管の委員会に付託するという方法でよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>じゃ、そのように進めさせていただきたいと思います。</p> <p>8月会議はそれ1点のみになるかと思っておりますので、その方向でいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>会期の期間と議事日程につきましては。</p>
吉田議長	今の、あれですね。
大橋委員長	常任委員会に付託。
吉田議長	常任委員会にということによろしいですね。
大橋委員長	はい。
	(「付託だとさ」の声あり)
大橋委員長	<p>会議の期間及び議事日程についてでございますが、8月23日、1日間ということによろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>以上で議長からの諮問は終わるわけですけど、その他ということ。</p>
吉田議長	<p>この件でまだちょっとご相談。関連がありますので。</p> <p>まず第1点が今、決めていただいたので正式に付託行為をするということ。それで、今までは通年議会に関係なく、前年度になるんですけども、議会だけの案件で議会を開いたことがないんですね。それで初めてなので、ちょっと私も手落ちと言えば手落ちなんですけれども、皆さんへの23日の会議開会の通知の関係で、ただ通知文だけで、普通だと例えば議案書というのが当然出てくるんですけども、今回は議会内部のことだけだということで、議案書というのはいないんです。</p> <p>それで議運の皆さんは、今日の会議でこの件だなということをおわかりになったと思いますけれども、ほかの議員さん方、ま、約半数の議員さん方については、恐らく詳しい中身的なことはわからない人もいるのではないかなと思います。</p> <p>それで取りあえず、早急に、皆さんに23日の8月会議というのはこの件でやりますということで、まず連絡だけをさせていただいて。</p> <p>そしてあと、ちょっと近々になるかもしれませんが、今度は22日に全協があるんですね。全協があって次の日が特別委員会。3時から8月会議ということで。皆さんにこの請願文をお渡しして、この件についてですよということで、やっぱりやらなくてはならないかなと思っていましたので。</p>

	<p>そういうやり方で一応、お許しをいただきたいなというふうに思っています。</p> <p>あともう1点が、この付託をまず皆さんに一応諮るといふことの会議なので、それで最後に今までですと、閉会中の継続調査ということでお諮りをしてきた。ただ、今回は閉会中ということじゃないので、そういう言葉は一切使いませんので、ちょっと簡単明解な言葉で終わってしまうということなんでね。そういうことも、ちょっと今までと若干変わってくるのかなということですので。</p> <p>その二つをまず皆さんに、事前にお話して、そういうやり方をしますということをお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
櫻井委員	さっきの1点目のやつね、議運以外のほかの議員の皆様にお知らせすること。これをコピーしてやるんですか。
吉田議長	局長、その連絡。 (「休憩」の声あり)
大橋委員長	暫時、休憩します。
	<p>休憩</p> <p>14:26</p> <p>再会</p> <p>14:35</p>
大橋委員長	<p>再会いたします。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは今日の会議は以上としたいと思います。</p>
吉田事務局長	委員長、まだ。
大橋委員長	<p>済みませんでした。</p> <p>それでは、議長が議会に提案する場合において、期限を設けるといふようなことで提案するということでございますし、その期限につきましては、12月会議までといったような形での提案になるということによろしいですか。</p> <p>(「いいです」の声あり)</p> <p>通知の問題についてですが、今後は議運審議のあとに通知を出すという考え方ですね。(「項目」の声あり)</p> <p>項目を通知に関しては載せるということであり、できるだけ資料も送付ということになるかと思っておりますので。なおさら初めてでもございますし、今後も今回がたたき台になっていくとも思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(「よろしく申し上げます」の声あり)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>橋本委員。</p>

橋本委員	23日は何時からやるんですか。
大橋委員長	通知が行っているはずですけど。 (「3時」の声あり)
橋本委員	来ていましたか、ごめん。
平吹副議長	23日、9時半から特別委員会をやって、午後3時からこの件について。
大橋委員長	よろしいですか。 議長。
吉田議長	今の関連で、特別委員会、恐らくかなり時間を要するのかなと。 今回、8月会議は23日の3時。それで万が一、特別委員会が3時前に終わらないときは、一回、そこで特別委員会を休憩していただいて、本会議を開いて、予定どおり3時、あくまでも。そしてその後に、また特別委員会をやっていただくというような形を取りますので。 その辺もよろしくお願ひしたいと思います。
大橋委員長	以上とさせていただきますと思います。 副委員長、お願ひいたします。
藤田福委員長	請願一点についての、今日、議運でありました。初めてでございましたので、議長からもいろいろ説明をもらいました。皆さんの意見も聞きまして、今回、4点ほどの確認をさせていただきました。これからも一つ、こういう審議がいずれ来るかもしれませんので、議案書のない会議ということになりますけれども、ここに確認できたことで進めていくというふうに確認しました。今日の議運の中で大変、時間を取りましたけれども、今日は終わりたいと思います。 どうぞよろしく、23日はお願ひしたいと思います。
	閉会

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会
委員長